

土砂災害警戒区域等の指定について

■土砂災害警戒区域等の指定の流れ

対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通大臣]

- ・土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- ・基礎調査に関する指針
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施 [都道府県]

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

・基礎調査結果の公表

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事]

(土砂災害のおそれがある区域)

- 情報伝達、警戒避難体制の整備 [市町村長]
- 警戒避難に関する事項の住民への周知 [市町村長]

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事]

(建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域)

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制 (都市計画区域外も建築確認の対象)
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

- #### 〈警戒避難体制の整備等〉
- ・市町村地域防災計画への記載
 - ・要配慮者利用施設の避難体制
 - ・土砂災害ハザードマップの配布等

- #### 〈建築物の構造規制〉
- ・居室を有する建築物の構造基準の設定 (建築基準法)

- #### 〈移転等の支援〉
- ・住宅金融支援機構の融資
 - ・住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

基礎調査の実施

溪流や斜面及びその下流など土砂災害による被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査します。



土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

■急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍 (50mを超える場合は50m) 以内の区域

■土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■地滑り

- イ 地滑り区域 (地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに対応する距離 (250mを超える場合は250m) の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。